

始福長障第 442 号
令和 4 年 7 月 6 日

障害者（児）サービス提供事業所
サービス管理責任者 各位

始良市福祉事務所長

サービス支給量の管理について（通知）

平素より、本市福祉行政にご協力いただき、心から感謝申し上げます。

さて、本市では本年 4 月より、サービス費の支払いについて、これまで以上に精査する体制を整え、適正な支払いができるよう努めているところです。

その一環として、支給量を超過した請求について、対象事業所に確認の書類を送付しています。しかしながら、通常、利用事業所が複数の場合、上限管理が発生しますが、負担上限月額が 0 円の場合、事業所間での上限額管理が生じないため、事業所での支給量管理が難しい現状があるかとみられます。

つきましては、複数の事業所をご利用いただいている方に対し、それぞれでサービス受給量の管理を行っていただけるようお伝えくださいますようお願いいたします。また、決定支給量を超過してサービスを利用した場合は、利用者の実費負担になることも利用者様へ併せてお伝えいただきますようお願いいたします。

なお、本市では令和 5 年 1 月以降に請求いただいた分より、支給量を超過している請求は返戻扱いとする予定であることを申し添えます。

また、障害者（児）サービス利用者に対しては、サービスの更新に合わせて、ご自身で受給量の管理を行っていただけるよう案内を送付する予定としておりますことを、併せて申し添えます。

ご不明な点等ございましたら、問合せ先までご連絡ください。

【問合せ先】

〒 8 9 9 - 5 4 9 2

始良市宮島町 2 5 番地

始良市役所 保健福祉部

長寿・障害福祉課 障害者福祉係

TEL (0995) 66-3251 (直通)